

# 社労士國本の一(笑)生(笑)勝(笑)翔(笑)



## 1. 雇用を増やした企業に対する税制優遇措置

8月1日より受付開始！

税制改正法案が成立し、「雇用促進税制」が創設されました。この「雇用促進税制」は、雇用を増やす等一定の条件を満たした企業に対する税制優遇措置であり、8月1日からハローワークでの受付が開始されています。

なお、平成23年4月1日から8月31日までの間に事業年度を開始する事業主は、10月31日までに届出を行えばよいこととなっています。

従業員の増加1人あたり20万円の控除

「雇用促進税制」は、ハローワークに

- ・「雇用促進計画」を提出し、
- ・平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度において、1年間で  
雇用者増加数2人以上（中小企業の場合） **かつ** 雇用増加割合10%以上

（雇用増加割合 = 適用年度の雇用者増加数 ÷ 前事業年度末日の雇用者数）

従業員を増やす等の要件を満たした事業主に対する税制優遇制度であり、従業員の増加1人あたり20万円の法人税の税額控除を受けることができます。

なお、上記以外の要件は、次の通りです。

- ・青色申告書を提出する事業主であること
  - ・適用年度とその前事業年度に事業主都合による離職者がいないこと
  - ・適用年度における給与等の支給額が比較給与等支給額以上であること
  - ・風俗営業等を営む事業主ではないこと
- 手続きの仕方

まず、事業年度開始後2ヶ月以内に目標の雇用増加数等を記載した「雇用促進計画」を作成し、ハローワークに提出します。

次に、事業年度終了後2ヶ月以内（個人事業主については3月15日まで）に、ハローワークで雇用促進計画の達成状況の確認を求められます。そして、確認を受けた「雇用促進計画」の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告を行います。

## 2. 「昼寝」の効果的活用で仕事能率アップ

睡眠時間の短い「働く日本人」

一般的に、「働く日本人は睡眠時間が短い」と言われています。以前に味の素株式会社が行った、世界5都市におけるビジネスパーソンの「睡眠時間」の長さに関する調査では、次のような結果となっています。

- |                       |                        |                   |
|-----------------------|------------------------|-------------------|
| (1) 上海... 7時間 28分     | (2) スtockホルム... 7時間 8分 | (3) パリ... 6時間 55分 |
| (4) ニューヨーク... 6時間 35分 | (5) 東京... 5時間 59分      |                   |

15分～20分程度の昼寝が有効

最近では多くの企業で「サマータイム制」が導入される等、睡眠時間の短さに拍車がかかる状況の中、「昼寝」の効果が見直されています。独立行政法人労働安全衛生総合研究所が行った調査では、工場勤務者やエンジニアを対象に、昼休みに昼寝（15分間）をした週としなかった週を比較したところ、**昼寝をした週は午後の眠気をあまり感じず、その差は週の後半ほど広がった**そうです。

同研究所では、時間帯は「午後2時ごろ」、長さは「15～20分程度」（高齢者の場合は30分程度）が最も効果的だと分析しています。もっとも、午後2時頃に昼寝を取れるような会社は少ないでしょうから、その場合は昼休みを利用して問題ないそうです。

効果的な活用を

適度な仮眠には、頭をスッキリとさせる効果があるそうです。暑い夏を乗り切り、仕事の効率を高めるためにも、社員の方にも「昼寝」をお勧めしてみたいかがでしょうか。但し、30分以上の仮眠によって深い眠りに入ってしまう、逆に疲労感が残ることもあるそうですので、ご注意ください。

### 3. 國本の本棚より ~今月は、「心の掃除」の上手い人下手な人”です~



今月ご紹介する本は、斎藤茂太さんの、「心の掃除」の上手い人下手な人”です。本書には、69のテーマに沿って、優しい言葉で分かりやすく、前向きな自分になれるヒントがいっぱい詰まっています。この事務所便りを書いている段階では、まだ途中までしか読んでおりませんが

- ・明るい顔と声が「あいさつ力」の基本
- ・周囲を明るくする人が「明るい人」だ
- ・暇人になるな、自分を忙しくさせなさい
- ・小さな仕事はさっさと片づける

等々、印象に残る言葉がありました。

#### 所長のひとこと ~ 会社員時代の先輩と約10年ぶりの再会を果たした話

7月29日の昼のことでした。当事務所のHPのお問い合わせコーナーより、メールが入ってきました。「新しい仕事の依頼かな。頑張るぞ!」と思ってメールを開くと、それは仕事の依頼ではなく、私の東急観光在籍時の先輩からの連絡で「子供のバレーボールの試合で周南市に行くけど、会えますか?」というものでした。

会社員時代に、すぐお世話になった先輩からのお誘い、お断りする理由はありません!車を飛ばして、30日午前、周南市の“キンピバレッジ周南総合スポーツセンター”に行き、私の退職以来、約10年ぶりの涙の再会を果たしました。

本当に久々の再会でしたが、約6年、共に密度の濃い仕事を朝から深夜まで同じフロアでしていたこともあり、すぐに昔のように打ち解け、お互いの現状報告をしたりしました。

お子様の試合が始まるということで、再会は1時間弱で終了しましたが、会社員時代に心がタイムスリップしたような感覚で、とても充実した時間を過ごすことができました。

國本豊社労士事務所は、以下の業務を行うことで、地域の事業主様をサポートいたします!

(以下は顧問契約先へのフルサポートですが、単発の相談も喜んでお受けいたします)

#### ・就業規則の作成

(プロが作る就業規則です。会社の発展、社員の安心感につながる規則を作成します。法改正にも随時対応します)

#### ・労働保険、社会保険手続き

労働保険年度更新(7月) 社会保険算定基礎届(7月) 36協定作成届出(定時) 労災事故手続き  
1年単位変形労働時間届(定時) 介護保険料変更、控除額お知らせ(3月) 雇用保険料率変更お知らせ(4月)  
健康保険料、厚生年金保険料変更、控除額お知らせ(9月) 入社・退職社員様に関わる保険関係届 年金相談 等

#### ・情報発信、相談業務

労働基準監督署の調査対応 御社に役立つ助成金情報があれば、ご提案します  
土日朝夜問わず雇用に関するお困り事の電話、メール相談をします。もちろん、訪問相談もいたします  
給与改定時ご連絡いただければ給与台帳を拝見し、社会保険料算出、月額変更等の確認をします  
御社に役立つ有効情報をタイムリーに発信、ご提案します 毎月1回人事労務ニュースを持参(又は発送)します

お客様の喜び=私の喜び <sup>くにもとゆたか</sup> 國本 豊 社会保険労務士事務所

〒742-0034 山口県柳井市余田1310

TEL 0820 24 6886 FAX 0820 24 6887 ホームページ <http://k-sr.jp>

公的活動

- ・山口商工会議所エキスパート登録
- ・財団法人やまぐち産業振興財団専門家登録
- ・柳井商工会議所青年部所属
- ・柳井商工会議所中小企業支援センターコーディネーター
- ・柳井市倫理法人会会員(広報委員をしています)
- 講演、メディア出演等
- ・KRYラジオ「おはようKRY」電話出演(平成20年3月)
- ・FM山口「ザ・ムーブマン」に出演(平成21年11月)
- ・柳井ライオンズクラブにて講演(平成22年11月)
- ・柳井市倫理法人会モーニングセミナー講師(2回)

